

## 公益社団法人静岡県建築士会定款(案)新旧比較表

- 1 下線部分が、今回の変更箇所です。
- 2 変更案の欄中、四角で囲った中に改正の理由を記してあります。

総会提案	変更案：第2回理事会承認
<p style="text-align: center;">第3章 会員 (除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってその会員を除名することができる。</p> <p>(1) この法人の名誉をき損し、<u>設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す</u>行為をしたとき。</p> <p>(2) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 総会 (招集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2 すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の開催を請求することができる。<u>この場合</u>、会長は請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会員 (除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってその会員を除名することができる。</p> <p>(1) この法人の名誉をき損し、<u>又は設立の趣旨に反する</u>行為をしたとき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="font-size: small;">規定の趣旨を明確にし、モデル定款に準拠した。</p> </div> <p>(2) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 総会 (招集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2 すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の開催を請求することができる。<u>この場合において</u>、会長は請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="font-size: small;">法令上の用語(慣用句)に手直した。</p> </div> <p>3 (略)</p>

(決議)

第18条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、総会に出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 (略)

(書面による議決権の行使)

第19条 正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決することができる。この場合、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(決議)

第18条 総会の決議は、すべての正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条の規定から、議決権が全会員同一(1個)であることから、この用語(議決権)を削除し、分かりやすい規定とした。(通常総会でも解釈について質問が出されるなど旧規定は難解であった。)

\*旧規定(モデル定款)は、法人を会員とする社団が、その会員(法人)の構成員数(例、A:100人、B:950人…)により、議決権に差をつける場合等(A:1個、B:5個…)に対応できる規定にしていると思われる。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 (略)

(書面による議決権の行使)

第19条 正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決することができる。この場合において、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

法令上の用語(慣用句)に手直した。(15条2項と同じ)

(議事録)

第20条 (略)

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。

3 会長及び副会長以外の理事のうち6名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第2項の副会長及び前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の実任の免除又は限定)

第27条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部理事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。

(議事録)

第20条 (略)

2 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

この場合の会議は、総会であり統一した。従前は、総会・理事会を総称して会議としていた。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。

3 会長及び副会長以外の理事のうち6名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第2項の副会長及び前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

法令上の言い回しに手直した。

### (損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

斜体字(波線)部分が解釈困難(「から」を受ける語(差引く、控除する…)が存在しない)であり、モデルにない本会独自の規定をしていたため、モデル定款を引用した。

## 第6章 理事会

(招集)

### 第33条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合、会長は請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業報告及び決算)

### 第40条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿並びに会員名簿の記載事項のうち、個人(会長を除く。)の住所については、会員以外には閲覧に供しないものとする。

## 第6章 理事会

(招集)

### 第33条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合において、会長は請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

法令上の用語に手直した。(15条2項と同じ)

## 第7章 資産及び会計

(事業報告及び決算)

### 第40条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿並びに会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については、会員以外には閲覧に供しないものとする。

法律上は、役員等の住所(事務所所在地ではない)の閲覧をさせることができると規定しており、義務規定ではないため、会員の個人情報保護を重視した。(名簿の提出を受けた行政庁でも会時に際して住所は除外されている。(認定法22条3項))